

森契契第82号

令和7年6月25日

各位

森町 契約管理課長

入札に対する質問の回答について

このことについて、次のとおり回答します。

記

告示番号	森町告示 第76号 (令和7年6月13日)	
工事(業務)名	旧し尿処理施設解体撤去工事	
	質 問	回 答
1	1 土壌汚染対策法にて3,000㎡以上の形質変更を行う場合には着手の30日前迄に届けが必要ですが、手続きは実施済みでしょうか。実施済みの場合、工事着手時における土壌等追加調査の要否についてご教示願います。	1 事前協議は終えております。工事着手時における土壌等追加調査の指示はありません。
2	2 本工事の対象の施設内に土壌汚染、埋設廃棄物等があった場合に、それらの数量を事前に把握して金額を算定するのは困難であると考えられます。「発注仕様書に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な工事については、本工事の請負者(以下「受注者」という。)の費用負担と責任において実施しなければならない」と記載されていますが、土壌汚染、埋設廃棄物等の対策工事の費用については、前述「受注者」の定めによらず、想定外の事象として、変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	2 基本的には、受注者の負担とする。ただし、想定外の事象については協議対象とする。
3	3 受注者の責によらず、設計図書と工事現場の状態とが一致しない場合、想定外の事象として、工事を変更し、請負代金額を変更すると考えてよろしいでしょうか。	3 基本的には、受注者の負担とする。ただし、想定外の事象については協議対象とする。

質 問	回 答
4 1)～4)に変更に関する記述があり、4)で ‘その他本工事の変更に関して、町の定める契約条項によるものとする’とありますが 例えば ①事前に調査されていない地中より土砂以外の廃棄物等が見つかった場合の処理費等 ②消化槽等の残渣から重金属等が確認された場合の処理費等については、想定外の事象と考え、変更が可能でしょうか。ご教示願います。	4 ①基本的には、受注者の負担とする。 ただし、想定外の事象については協議対象とする。 ②残渣については処理済である。 ただし、想定外の事象については協議対象とする。
5 記載されている項目以外の有害物質調査が必要になった場合は、想定外の事象として、変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	5 基本的には、受注者の負担とする。 ただし、想定外の事象については協議対象とする。
6 町が実施した有害物質調査結果に基づく工事計画と、追加調査を行った結果に基づく工事計画とに差異が生じる場合は、その差異については、想定外の事象として、変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。	6 基本的には、受注者の負担とする。 ただし、想定外の事象については協議対象とする。
7 13)に「不明な地中埋設物の復旧にかかる費用負担については、町と受注者が協議するものとする」と記載されていますが、試掘等による調査の費用についても、同様に町と受注者が協議すると考えてよろしいでしょうか。	7 試掘調査については、仕様書記載のとおり受注者負担とする。
8 1)当初見込んでいた数量計算書以外の数量・工事内容追加及び監督職員等との協議等に時間を要した場合は、契約工期の変更が可能でしょうか。又、工期の変更が認められるのは、どのような場合でしょうか。ご教示願います。	8 基本的には、契約のとおりとする。 ただし、想定外の事象については協議対象とする。
9 現地確認の結果、発注仕様書第4節に記載されていない対象物が判明した場合、及び、契約後に2025年6月13日付で森町ホームページに掲載された「令和7年6月13日告示旧し尿処理施設解体撤去工事」の入札関係書類01から10まで以外のものが配布され、工事内容の増加する場合は想定外の事象として、設計変更対象と考えていますがよろしいでしょうか。ご教示願います。	9 基本的には、契約のとおりとする。 ただし、想定外の事象については協議対象とする。
10 本工事において、平均降雪量を見込んだ工程表を作成しておりますが、天災、大雪等により施工が不可能となった場合は想定外の事象として、工期を変更することが可能でしょうか。ご教示願います。	10 工事期間は契約のとおりとする。 ただし、想定外の事象については協議対象とする。

(契約管理課契約管理係)